

公共スポーツ施設・民間フィットネスクラブ 利用助成に係る適用回数券等の訂正について

公共スポーツ施設・民間フィットネスクラブ利用助成として組合員が適用施設を利用した場合には、月会費1か月あたり又は回数券購入1回あたり1,000円を助成（年間1人当たり6,000円を限度）を行っておりますが、当該事業の案内をしておりますページにおいて次のとおり誤りがありましたのでご案内いたします。

誤)

施設名	施設内容	回数券及び年間利用等種別
ブルーアース (県内各店舗 MY-BODY含む。)	スポーツクラブ	<u>月会費・回数券</u>

↓

正)

施設名	施設内容	回数券及び年間利用等種別
ブルーアース (県内各店舗 MY-BODY含む。)	スポーツクラブ	<u>月会費</u>

◇「令和5年度版 保健事業のご案内」 20ページ

◇本組合ホームページ

「保健事業」→「健康増進施設等利用助成」→「公共スポーツ施設・民間フィットネスクラブ利用助成」→「適用施設及び適用回数券等」